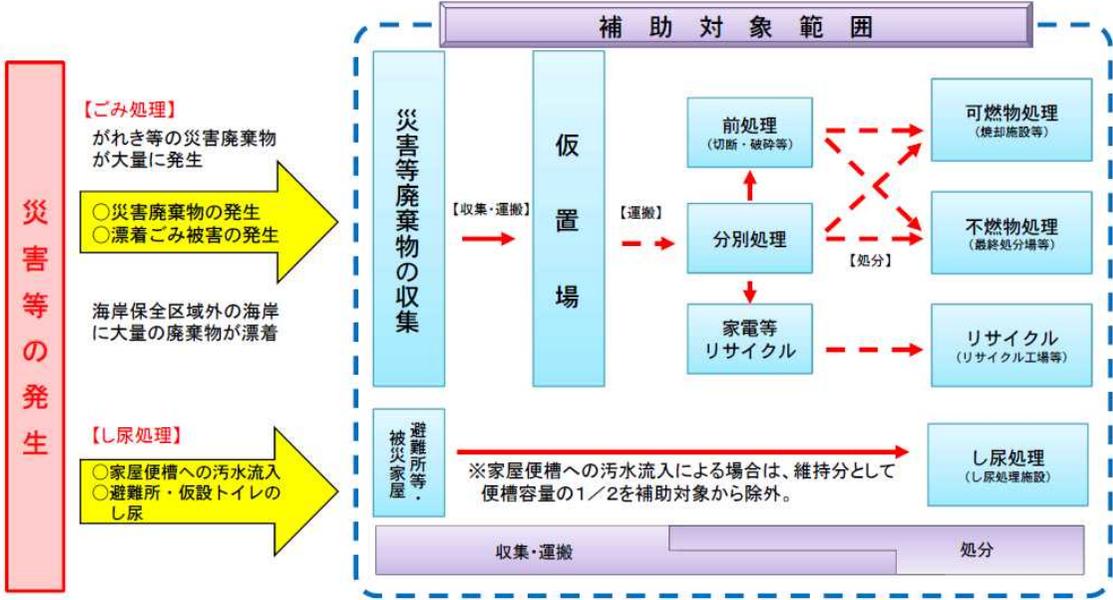


# 災害廃棄物処理事業の概要について

補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金	
対象事業	 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分</li> <li>➢ 災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分</li> <li>➢ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の収集、運搬及び処分（災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る）</li> </ul>	 <p><b>【ごみ処理】</b> がれき等の災害廃棄物が大量に発生</p> <p>○災害廃棄物の発生 ○漂着ごみ被害の発生</p> <p>海岸保全区域外の海岸に大量の廃棄物が漂着</p> <p><b>【し尿処理】</b> ○家屋便槽への汚水流入 ○避難所・仮設トイレのし尿</p> <p>※家屋便槽への汚水流入による場合は、維持分として便槽容量の1/2を補助対象から除外。</p>
補助先	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）	
要件	<p>政令指定都市：事業費80万円以上 その他の市町村：事業費40万円以上</p> <p>降雨：最大24時間雨量が80mm以上によるもの 暴風：最大風速（10分間の平均風速）15m/sec以上によるもの 高潮：最大風速15m/sec以上の暴風によるもの</p> <p>地震：異常な天然現象によるもの（震度基準なし） 積雪：過去10年間の最大積雪深平均値超且つ1m以上 その他：異常な天然現象によるもの 等</p>	
補助率	1 / 2	
地方財政措置	<p>&lt;通常災害時&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 地方負担の80%について特別交付税措置</li> </ul>	
根拠条文	<p>◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p>第22条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。</p>	